

国際公文書館会議東アジア地域支部 第6回総会・セミナー報告

国立公文書館 中島康比古

2003年11月9日（日）から12日（水）まで、中国浙江省杭州市で国際公文書館会議東アジア地域支部（以下、EASTICA）の第13回理事会及び第6回総会並びにセミナーが開催された。総会とセミナーには、主催国の中国のほか、日本、韓国、モンゴル、香港、マカオから138名が集まった¹。日本からは、菊池光興館長他4名が国立公文書館から出席したほか、GSU東京支部図書館の杉本圭司代表が出席した。

ここでは、第6回総会及びセミナーの様相を中心に報告する。

第6回総会

11月10日（月）午前に行われた第6回総会では、2001年から2004年までの活動の状況及び計画が報告されたのち、2004年の事業計画として、6月または7月に香港で「既卒者向けアーカイブズ学講座」（Postgraduate Certificate in Archival Studies）を香港大学との共催で実施することと、10月下旬または11月上旬に韓国で定期セミナーを開催することが承認された。また、EASTICA憲章の理事会構成員の再選規定の改正が承認された。従前の憲章では、

理事会

- 2 理事会構成員は、彼らを選出した総会会期の終了後、4年間その任に就く。現職にあるものは、同一職に再選され得るが、連続して同職に2期を超えて就くことはできない。

となっていたものが、改正後は、

理事会

¹ 浙江省档案局・館による (http://www.zjda.gov.cn/show_hdr.php?xname=CP0GHU0&dname=TEDEAU0&xpos=64(accessed 2004.2.3))。

- 2 理事会構成員は、彼らを選出した総会会期の終了後、4年間その任に就く。現職にあるものは、事務局長と会計を除き、同一職に再選され得るが、連続して同職に2期を超えて就くことはできない。事務局長と会計は、同一職に2期以上再選され得る。

となった。

改正された憲章に基づいて、理事会構成員の改選が行われ、新しいEASTICA議長には毛福民中国国家档案局長、副議長には菊池光興日本国立公文書館長が選出された。また、事務局長には香港政府档案処の朱福強（Simon Chu）氏、会計には韓国政府記録保存所の李相敏氏がそれぞれ再選された。



セミナー参加者とゲスト・スピーカーが集合

セミナー

11月10日（月）午後から11日（火）午後まで開催されたセミナーのテーマは、「ビジネスの発展とアーカイブズ・マネジメント」である。以下、各報告の概要を紹介する。

第1セッション

スイスにおける銀行アーカイブズの近年の発展

Josef Zwicker

1990年に設立されたスイス・リヒテンシュタイン公国銀行史学会は、銀行アーカイブズの創設を学会活動の主要目的の一つに位置づけた。同学会の活動によって銀行アーカイブズへの関心は一時的に高まったが、銀行界の「秘密第一主義」の壁は厚かった。ところが、1996年にナチス時代と第二次世界大戦期のスイスの行動が国際社会からの厳しい批判にさらされ、連邦議会は「スイスの歴史上の役割を解明するためには、企業アーカイブズの公開は秘密保持義務に優先する」などとする決議を全会一致で採択し、専門調査委員会が設置された。

専門調査委員会はスイスの銀行界にレコード・マネジメントという新しい風を呼び込んだ。2001年までに、多くの銀行では、安定的なアーカイブズ組織が設立され、電子記録の長期保存上の問題点等への認識が深まった。だが、銀行アーカイブズの今後の発展には、コスト削減を求める圧力と伝統的な「秘密第一主義」の復活などの重い課題がのしかかっている。

カナダにおける政府のダウンサイジングと記録の譲渡

Patrick Burden

1997年、カナダ国立公文書館の記録最終処分プログラム責任者Richard Brownは報告書を作成し、政府機能のアウトソーシング—ここでは、政府の機能・活動・事業・記録が他のサービス提供者に移譲されることと定義—に伴う政府記録の譲渡をめぐる問題点を明らかにした。そこで最も重要だとされたのは、どのような機能・権限・責任が政府からアウトソーシング先の新法人に移譲されるかという法的枠組みの問題であった。この枠組みの性質によって、ある業務が完結して関係記録が移管対象となる時点での国立公文書館の関与の仕方も異なってくる。国立公文書館はアーカイブ記録の最終的な移管をどのようにして確実なものとしたらよいか。かつてアウトソーシングされた機能・事業等が存在せず、関係記録の移管に当初責任を負っていた政府機関も現存しない場合、アーカイブ記録の移管は容易ではない。人事記録等が非政府法人に移譲された場合、情報公開法やプライバシー保護法を適用するか否かも問題とな

る。

今までのところ、アーカイブ記録の保護と移管に関する国立公文書館の取り組みは比較的順調である。アウトソーシング時のアーカイブ記録保護の要件をまとめる等先取りの取り組みを行いつつある。

三峡ダム建設プロジェクトと档案収集

毛耀光

三峡ダム建設档案は、構想と調査測量、設計、科学研究、論証、建設の80年間の過程を余すところなく記録してきた。1994年、三峡ダム建設工事の档案管理は国家档案局の監督下に置かれた。同時期に、長江三峡工事開発総公司是档案管理機構を組織し、档案管理の指導管理体制を確立した。第1期工事に関する档案の収集整理は完了し、国家档案局に既に引き取られた。第2期工事に関する档案も収集が完了している。

国家档案局の監督・指導の下、国家档案法及び同局が發布した一連の標準規範を指針として、三峡ダム建設档案の体系的な管理制度は構築された。工事の進展に歩調をあわせて新たな規範が次々と発せられた。設計・施工・研究等の各部門に専任または兼任の档案管理担当者を配置し、その担当者を主体として档案管理ネットワークを構築した。ダム建設が完了し、档案管理業務が完成した暁には、今後の巨大プロジェクトの参考になる管理規定ができあがるだろう。

第2セッション

アメリカにおけるビジネスアーカイブズの発展とレコード・マネジメント

James E. Fogerty

ミネソタ歴史協会とハイグリー博物館・図書館は「レコーズ・オブ・アメリカン・ビジネス」プロジェクトを共同で立ち上げ、企業記録の評価選別等について検討を行い、その成果を世に問うた²。

アメリカの大部分の企業にはアーカイブズがない。企業アーカイブズは徐々

² O'Toole, James M., ed. *The Records of American Business* (Chicago: Society of American Archivists, 1997)

に増加しているが、企業のスリム化や合併の余波を受けて閉鎖されることもある。1970年代には、企業アーカイブズが爆発的に増加した。その動きを決定づけたのは、アーカイブズ資源の活用が企業の現在のニーズに合致していることをアーキビストや歴史家が説いたことである。

アーカイブズは、その奉仕の対象である顧客への配慮なしに存在し得ない。特に、ビジネスアーカイブズの世界では、アーキビストは多様な顧客のニーズを的確に把握し、単なるマネジャーではなく、情動的価値のクリエイターとして記録の評価選別や顧客サービスにあたる必要がある。

ロシアにおける国及び地方の公的資産の民間売却及び倒産企業清算時のアーカイブ記録の保存について

Meshcherina Tatyana

1993年に制定された「ロシア連邦アーカイバル・フォンド及びアーカイブズに関する基本法」は、連邦アーカイバル・フォンドは売買等の取引の対象にしてはならないと規定する。同フォンドは、ロシア領内で活動する国家機関・組織・企業のアーカイブ文書等から構成される。

1990年代に急速に進行した民営化の動きの中で、民営化以前に作成されたアーカイブズの保存は危機に瀕した。そこで、民営化に直接関係しない文書を特定し、一時保管施設や国または地方のアーカイブズへ移管する仕組みが整備された。最近では、国と地方のアーカイブズが受け入れる文書の約20%が、一時保管施設から移管された連邦アーカイバル・フォンド構成文書となっている。

1990年代には多くの企業が倒産・清算の憂き目にあった。倒産・清算時にアーカイブ記録を保存する法制は存在しなかったが、連邦公文書管理局が倒産企業のアーカイブ記録を適切に保存するよう連邦の89の構成主体に数多くの通達を発した結果、32の構成主体で人事記録の保存ネットワークが構築された。

広東原子力発電集団有限公司における文件・档案一体管理—理論と実践—

王宏新

優秀な設備、人員とならんで、文件・档案管理は原子力発電所の安全運転の支柱である。原子力発電所では安全、品質、環境の管理が最も重要であり、こ

れらは『原子力発電所生産品質管理手帳』（PQOM）を用いて行われている。20章から成るPQOMは、「文件档案管理」に1章を割いており、PQOMが規定する324の管理手順のうち、23の手順が文件档案管理と直接関連している。

情報が記録された文書材料は、文件、档案、資料に大別される。文件は原子力発電所の運営に直接利用される現用文書である。档案は直接利用が終わり、業務の証拠または調査の価値があるものとして集中管理されているものである。資料とは、発電所の生産活動には直接関係はないが、研究のため収集・購入等によって入手されたものである。文件は、さらに基準文件・衛星文件・作業文件に分類されるが、文件・档案一体管理の理論に基づいて、これら全てを管理する文件・档案資料処を設立した。これにより、文件等管理の効率が向上し、文件・档案の利用率が高まった。

第3セッション—カントリー・テリトリー・レポート—

中国における企業档案管理

馮鶴旺

企業の目標は富を生み出し社会にサービスを提供することである。企業档案管理は、企業の目標に奉仕すると同時に、経済秩序の維持、経済的・法律的紛争の解決、知的財産の保護等に貢献する。企業档案管理は、档案自体の管理と档案行政から成る。法制・基準を整備し、指導・助言を与えるのが档案行政の使命である。1987年制定の「国营企業档案管理仮規定」では、企業文書と科学技術档案を別々に管理するという方式が改められ、一つの企業で作成される全ての档案を単一の専門的档案機関が包括的に管理することとなった。

経済体制の変革に伴い所有形態が多様化しつつあり、計画経済を前提としてきた企業档案管理も見直しを迫られている。企業档案は誰のものか。国家档案局が果たすべき役割は何か。電子文書の管理に関する規則はまだ制定されていない。企業档案管理は新たなモデルの構築を求められている。



セミナー中の会場風景

日本における独立行政法人化の進展と歴史資料の管理について

(筆者が報告。日本語の全文を21～26頁に掲載。)

韓国における民間企業のレコード・アーカイブズ・マネジメント

李相敏

レコード・マネジメントについては、韓国の民間企業は、最善の場合でさえ、政府などの公的部門の慣習やモデルに単に追随してきたというのが実態である。1963年に「公共記録物保存規則」という内閣布告が発せられ、ファイリングやレコード・スケジュールの考え方が導入され、主題別の保存期間分類基準表が整備された。しかし、専門的レコード・マネジメントについては何ら規定されなかった。レコード・スケジュールの考え方は民間企業にも大きな影響を与えたが、重要方針の計画段階の記録や議事録等が短期保存文書に分類されるなどの深刻な問題も生じた。

1999年に制定された「公共記録物の管理に関する法律」(PRMA)は民間部門のレコード・マネジメントに影響を与えるだろう。PRMAでは、資料館及び専門保存機関は、専門的なレコード・マネジャーやアーキビストを配置しなければならないとしている。これは官民双方において専門的なレコード・マネジメントの実現を促す規定であり、今後、OA化やIT化に敏感な民間企業での専門的レコード・マネジメントに対する需要が高まることが予想される。

モンゴルにおける非政府アーカイブズの最近の動向

1998年に国家大会議で可決された「公文書館法」が規定する「ナショナル・アーカイバル・フォンド」は、政府部門と非政府部門に大別できるが、そのうち、非政府部門は、非政府組織、政党と宗教団体、民間企業のアーカイブ文書のほか、個人文書から成る。

「公文書館法」は、国家組織や国営企業が廃止または民営化された場合、その組織や企業の文書は国立公文書館へ移管すると規定している。1990年の民主化以降、国立公文書館へ文書を移管した銀行等もあるが、レコード・マネジメントや移管について、国立公文書館と協力関係を築いている企業は多くない。

今後、国立公文書館は、「ナショナル・アーカイバル・フォンド」を構成す

る文書の保存・利用等について非政府組織に助言を与えるほか、民営化された大企業の文書の移管を進め、非政府アーカイブズの設立を望む組織に援助を与えていかなければならない。

香港における政府アーカイブズの受け入れー最近の課題ー

Simon Chu

香港歴史档案処(PRO)は主に政府から受け入れた文書を所蔵資料としているが、その受け入れは、電子記録マネジメントの不確実性、アーカイブズ関係法令の欠如、公共サービスのアウトソーシング・民営化・企業化の潮流等の要因により、保証されていない。

2004年4月、香港特別行政区政府は電子記録管理システム・パイロット・プロジェクトを立ち上げる。だが、同プロジェクトでは、アーカイブズにとって本質的な問題である記録の評価選別、移管、複製物作成、マイグレーション、利用等は一切取り上げられていない。

アーカイブズ関係法令が存在しないため、PROは記録を評価選別し、保存・管理し、利用に供する機関としての権限が与えられていない。各政府機関は、保存場所がある限り、永遠に記録を保管することができるのである。

1990年代以降、香港では、政府機能のアウトソーシング・民営化・企業化が広範に進められているが、アーカイブズの側から見ると、これはアーカイブズ受け入れ対象の縮小を意味する。アーカイブ記録は政府のアカウントビリティに貢献してきた。アウトソーシングの対象となったサービスは公共性が高い。それらのサービスのアカウントビリティを確保すると同時に、社会の集団的記憶の断片化を防ぐため、アーキビストは何をなせばよいのだろうか。

受け入れるべきか、受け入れざるべきかーマカオー

Maria Fatima Lau

マカオ歴史档案館は民間のアーカイブ記録を受け入れる場合、次のような手続を踏む。第一に、歴史档案館は歴史的価値のある民間アーカイブ記録の選別手続開始許可を特別行政区長官に対して発議する。第二に、長官の許可に基づいて、歴史档案館はアーカイブ記録所有者に選別の同意を求める。第三に、所

所有者の同意を得たのち、歴史档案馆は記録の評価選別と目録作成を行う。受け入れ対象として選別されたアーカイブ記録については、所有者は特別行政区政府に売却する義務がある。ただし、受け入れ時期が適切でない場合と歴史档案馆が判断した場合には、所有者は、当該アーカイブ記録が政府により選別され売却に制限があることを告知すれば、第三者に売却することができる。第三者への売却時に告知を怠った場合には、所有者は罰金を支払う。

現在、マカオではアーカイブズ関連法制を見直しており、将来の改正では、歴史的価値のある民間アーカイブ記録の選別・売却・保存・利用の手續や国外流出の防止に関する規定が盛り込まれるはずである。

アジア歴史資料センター・プレゼンテーション

小井沼紀芳アジア歴史資料センター次長が、同センターのシステムの概要についてプレゼンテーションを行った。

浙江省档案馆等視察

11月12日（水）には、杭州鋼鉄集团公司と浙江省档案馆の視察が行われた。

中国の代表的企業500社中110位にランクされる杭州鋼鉄集团公司では、1988年に档案専門機関を設立し、2002年に档案馆を設置した。現在、6名の専門技術者がコンピューターを導入して適切な档案管理を図っている。

1965年に設立された浙江省档案馆は、現在約50万巻の資料を所蔵している。1981年に歴史档案の利用を開始し、1987年には作成後30年を経過した档案を広く社会の利用に供し始めた。2003年には、現用文件閲覧室を併設した。資料の保存・管理については、目録の電算データベース化と音声・映像記録のデジタル化を推進している。



杭州鋼鉄集团公司档案馆書庫